

「修士レベル化に向けた当面の改善方策」における  
教職大学院の在り方について  
(案)

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について (答申)」  
平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会



今後の教職大学院等の在り方について以下のとおり整理

1. これまでの教職大学院の目的・機能等

○ 力量ある教員の養成のためのモデル

- ・ 学部新卒者を対象とした実践的な指導力・展開力を有する新人教員の養成
- ・ 現職教員を対象とした指導的役割を果たし得るスクールリーダーの養成

【参考】

今後の教員養成・免許制度の在り方について (答申)

平成 18 年 7 月 11 日中央教育審議会

(抜粋)

2. 「教職大学院」制度の創設

—教職課程改善モデルとしての教員養成教育—

(1) 「教職大学院」制度の創設の基本的な考え方

教員養成の分野についても、研究者養成と高度専門職業人養成の機能が不分明だった大学院の諸機能を整理し、専門職大学院制度を活用した教員養成教育の改善・充実を図るため、教員養成に特化した専門職大学院としての枠組み、すなわち「教職大学院」制度を創設することが必要である。

このような改善・充実を図り、力量ある教員の養成のためのモデルを制度的に提示することにより、学部段階をはじめとする教員養成に対してより効果的な教員養成のための取組を促すことが期待される。

教職大学院は、当面、i) 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成 ii) 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成の2つの目的・機能とする。

## 2. 中教審答申（H24.8）により新たに求められる目的・機能

○ 修士レベル化に向けた今後の改善方策であることを踏まえると、教職大学院の発展・拡充は「モデル機能から一般的な養成機能への転換」として位置付けるべきであり、そのことを前提として、

- ・ 幅の広い教員養成機能として、例えば教科指導力の養成を主体に置いた教育課程などの編成を可能とすること
- ・ 特別支援教育などこれからの教員が新たに必要とする資質能力を養成すること
- ・ 現職教員に対し、これまでのスクールリーダー養成（中核的中堅教員）から、指導主事、学校における指導教諭、研修主任など、研修や授業研究を担う資質を有する教員の養成を行うこと

などへの対応が目的・機能として求められると考える。

【参考】 教職大学院の入学人数(平成24年度)の例

大 学 名	研究科・専攻名	在学者				コース等名(入学定員)
		合計	学部卒 学 生	現 職 教 員	その他	
群馬大学	教育学研究科 教職リーダー専攻	18	4	14		児童生徒支援コース
						学校運営コース
東京学芸大学	教育学研究科 教育実践創成専攻	36	17	17	2	—
岐阜大学	教育学研究科 教職実践開発専攻	19	4	15		学校改善コース
						授業開発コース
						教育臨床実践コース
						特別支援学校コース
早稲田大学	教職研究科 高度教職実践専攻	56	35	12	9	2年制コース 1年制コース